

国立研究開発法人産業技術総合研究所外部表彰候補者選考規程

令04規程第51号
令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の行う、外部機関から研究所に対して、表彰候補者の推薦依頼又は応募案内のあった、外部機関が行う表彰（以下「外部表彰」という。）のうち、理事長からの推薦（以下「機関推薦」という。）が必要となる外部表彰の候補者（以下「外部表彰候補者」という。）の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 機関推薦を要する外部表彰の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 科学技術に関する紫綬褒章
- 二 官公庁が主催する表彰事業のうち、機関推薦が求められる、又は機関推薦と同水準の選考が必要と判断するもの
- 三 前各号に掲げるもののほか、機関推薦が求められるもの

(外部表彰候補者の要件)

第3条 外部表彰候補者は、次のいずれかに該当する者のうちから、選考を行うものとする。

- 一 役員、職員、契約職員、顧問、参与、外来研究員その他研究所の業務を行う者
- 二 前号に規定するもののほか、理事長が認めた者

(外部表彰候補者選考委員会)

第4条 研究所は、外部表彰候補者の選考にあたり、外部表彰候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じ、別に定めるところにより外部表彰候補者の決定に関して必要な事項を審議する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。